

函館市医師会看護・リハビリテーション学院
動物飼養保管施設ならびに実験室における緊急時の対応マニュアル

令和5年6月15日

本マニュアルは、函館市医師会看護・リハビリテーション学院（以下「本学院」という。）における動物実験に携わる全ての人を対象とし、本学院内において動物の飼育あるいは実験等を行う区域に適用することとする。

1. 動物飼養保管施設ならびに実験室利用者用の対応マニュアル

(1) 初期対応

- ・災害発生時には、先ず負傷者の確認と必要ならば応急処置にあたるとともに身体の安全確保を行う。出火規模が小さければ初期消火等を行うとともに、火災、爆発などの二次災害の防止措置を行う。
- ・基本原則として、まず、自身の避難経路を確保する

(2) 実験中の動物への対応

- ・自身の避難経路を確保した後に、動物が動物飼養保管施設あるいは実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。
- ・実験中の動物はケージに収容し、飼育装置に戻す。

(3) 使用中の機器への対応

- ・直ちに運転を停止する。

(4) 使用中の薬品への対応

- ・落下しないよう転落防止が施された薬品棚・薬品庫、または床に置く等の対処をする。

(5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

(6) エレベータ使用時の対応

- ・直ちに近くの階に停止させ脱出する。
- ・脱出困難な場合は、非常ボタンを押して連絡する。

(7) 動物飼養保管施設室、実験室からの脱出

- ・脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。

(8) 通報

①平日勤務時間内

- ・自身の非難を妨げない範囲で大声で各階にいる人々に事態を知らせる。
- ・管理者もしくは庶務課（内線 101）に連絡する。

②平日勤務時間外及び休日

- ・自身の非難を妨げない範囲で可能な範囲で大声で各階にいる人々に事態を知らせる。
- ・管理者もしくは事務部長および庶務課長に連絡する。

(9) 動物実験施設外への脱出

- ・近くの非常口あるいは階段を使用して脱出する。
- ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。避難経路の確保が困難な場合は、扉を開放すること認める。
- ・エレベータは使用しない。

(10) 関係者への安否の連絡

- ・携帯電話、メール等を利用し、相互の安否確認を行い、管理者に報告する。

(11) 動物実験委員会への状況報告

- ・後日、実験中の動物に対する対応及び脱出経路等について、動物実験委員会に報告する。

(12) 災害後の動物の確認、安楽死の必要性の判断、最小限の動物飼育の継続

- ・建物の安全確認後、動物実験委員会委員ならびに管理者・実験動物管理者等を中心に、動物飼養保管施設ならびに実験室の設備を点検する。また、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、動物実験委員会で対処を検討する。
- ・災害の規模が大きく、動物実験委員会で協議の結果、全動物を適正に維持することが困難と判断した場合、動物実験責任者が実験用動物を安楽死させる。

(13) 災害後の機器の点検

- ・建物の安全確認後、各研究グループが所有している動物実験に係る機器を点検し、正常運転が不能な場合は使用を中止する。

(14) その他

- ・夜間動物実験を行う場合は、停電を想定して、懐中電灯等を用意する。
- ・本学院において対策本部等が設置された場合には、適宜その指示に従う。

2. 学院内及び学院外への連絡体制

(1) 学内への報告

- ・動物実験委員会委員長は、学院長、副学院長、事務部長、庶務課等に状況報告を行うとともに、必要に応じて速やかに支援の要請を行う。

(2) 関係自治体への報告

- ・動物の逸走により周辺環境汚染の恐れがある場合、動物実験委員会委員長は、動物実験を担当するチームを通じて、北海道、函館市等へ状況報告を行う。

(3) 文部科学省への報告

- ・関係自治体への報告が必要になった場合は、その報告と併せて、動物実験委員会委員長は、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課へ報告を行う。

(4) 警察署、消防署、保健所等への報告

- ・必要に応じて、動物実験委員会委員長は報告を行う。

3. 緊急時発生後の復旧対応マニュアル

(1) 初期対応及び災害発生から1週間以内の対応

- ・災害発生時には、まず身体の安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等の対応を行う。ただし、身体の安全確保を第一とし、災害の程度に応じて対応する。
- ・発生した地震・災害の規模によって、発生当日すべてのことに対応することは困難と思われる。そのため、以下の項目について、対応可能な事項から順次実施する。

a) 安否・出勤の確認及び対応の協議

- ・出勤できた教職員は、管理者、動物実験委員会委員長、および副学長、事務部等と連絡を取る。

b) 施設全体の被害状況の概要把握

- ・管理者の指揮の下、関係教職員は被害状況（人身事故の有無、動物への被害、建物・設備等の被害、ライフラインの状態、物的・人的援助の必要性、その他）の把握を行う。被害状況の調査は二人一組で行い、ヘルメット等の安全装備を装着して行う。被害が認められた場合には、カメラやビデオ等で記録を残すと共に、被害状況を速やかに動物実験委員会委員長及び管理者及び事務部等に報告する。

c) 動物の逃亡の有無の確認

- ・動物飼養保管施設内に逃亡動物がいた場合には、元のケージに収容する。元のケージが判別不可能な場合には、新しいケージに収容し、後日動物飼養保管施設で動物を飼養している実験動物責任者に連絡を取り、逃亡した動物を確認して戻す。
- ・動物飼養保管施設外へ逃亡していることが判明した場合には、直ちに出勤者全員に連絡し、逃亡動物のケージへの収容に最善を尽くす。
- ・逃亡した動物飼養保管施設の状況を確認し、逃亡可能なケージがないかを確認し、さらなる逃亡の防止を図る。

e) 水道、電気、ガス、空調等の点検

- ・ガス、水道については一旦元栓を閉じる。
- ・停電により空調を使用できず、動物飼養保管施設の室温を適切に制御できないことが判明した場合、また断水により実験動物への給水が困難であることが判明した場合には、管理者や動物実験委員会委員長等で対応を協議し、適切な実験動物の飼養に最善を尽くす。劣悪な飼養環境に長期間晒されることが明らかだった場合には、動物実験管理者や動物実験委員長等と協議して対策を検討する。

(2) 災害発生1週間後以降の対応

- ・災害の規模によるが、おおよそ1週間が経過した後は、管理体制を立て直し、復旧作業を完了させるよう努める。

a) 動物飼養保管管理体制への立て直し

- ・動物への給餌
- ・給水体制の確立
- ・汚物処理

- ・動物飼養保管施設の清掃
 - ・消毒等の衛生管理
 - ・動物飼養保管設備の位置調整及び修理・修繕
- b) 施設機能の回復
- ・飼養保管室、動物実験室等の整理・整頓
 - ・動物実験委員会の開催（被害状況、現在の飼養管理体制の報告、復旧方針の確認、動物実験の可否、等の審議）
- (3) 停電、断水等が長期化する場合の対応
- ・原則として、動物実験委員会委員長等と協議のうえ対応方法を決定する。必要と思われる場合に文部科学省等の担当者と協議する。

4. 緊急時への備え

(1) 飼料の備蓄

- ・最低一ヶ月分程度の飼料を備蓄しておく。飼料は可能な限り長期間の室温保存に耐えるものが望ましい。

(2) 飼養の方法

- ・飼養の方法は床敷き飼養とする。床敷きは、最低一ヶ月分程度を備蓄しておく。その他、ほうき、ちり取り、ペーパータオル、新聞紙、厚手のポリ袋などを確保しておき、緊急時にも使用環境を可能な限り清潔を保てるように備えておく。

(3) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適切な管理と保管

- ・危険物・可燃物、薬品等を購入するにあたっては、実験計画を立てて不必要に多量の購入を行わない。また、使用の見込みのないものは、速やかに廃棄する。

(4) 非常口の確保と点検及び避難経路の確認

- ・管理者が定期的にチェックする。

(5) 飼育用具等の確認

- ・給水瓶は、吸水口に脱落しにくいシリコンゴム製の栓が付いたものを使用する。
- ・ケージは、金網蓋に逸走防止のフックが着いたものを使用する。

(6) その他

- ・動物飼養保管室の入り口に実験動物の逸走防止のためにネズミ返しを常時取り付ける。又、動物飼養保管室は施錠し、関係者以外の立ち入りを禁じる。

5. マニュアルの変更

- ・このマニュアルは随時変更され、最新のマニュアルを動物実験委員会が管理する。